

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（MMS測量）

三 作業地域

埼玉県内全域（県管理道路）

四 作業期間

令和三年十月二十六日から令和四年一月三十一日まで